



第2 高山市における森林・林業の 現状・課題と施策の方向性

- (1) 社会情勢及び国・県の動向
- (2) 高山市の現状・課題
- (3) 高山市の森林づくりの基本的方向性



■ 第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



(1) 社会情勢及び国・県の動向

■世界的に減少する森林と地球温暖化

世界の森林面積は、依然として減少傾向にあり、平成22年から平成27年までの5年間に、年平均331万ha（日本の国土面積の9%に相当）の森林が減少しています。

アジアでは中国の植林により増加がみられるものの、アフリカ、南アメリカなどの熱帯林を中心として農地転用による森林の減少が依然として進行しており、持続可能な森林経営の推進は、地球温暖化を防止する上でも、京都議定書やパリ協定など世界全体として、協力して解決すべき問題の一つとして認識されています。

■世界の木材需要の動向

世界の木材消費量は、増加傾向にあります。平成29年の産業用丸太の消費量は前年比0.9%増の19億836万 m^3 、製材は前年比4%増の4億8,078万 m^3 、合板等は前年比0.3%増の3億9,543万 m^3 となっています。

■日本の木材需要と国産材の供給

我が国の木材需要量（用材）は、近年、やや増加傾向にあり、平成30年には、8,247万 m^3 となっています。

また、平成29年の国産材の供給量は、2,966万 m^3 で、木材自給率は、36.6%となり、全体の木材供給における比率が高まっています。

■国の森林・林業の目指す方向

国は、平成28年5月に「森林・林業基本計画」を閣議決定し、森林及び林業をめぐる情勢変化等を踏まえた対応方向として、資源の循環利用による林業の成長産業化「未来投資戦略2018」、国全体における人工林の成長量5,300 m^3 の活用を目指した原木の安定供給体制の構築、ウッドチェンジ、森林空間利用、サービス産業、林業の低コスト化、スマート林業等を掲げ地方創生への寄与を図ることとしています。

平成30年5月には、森林経営管理法が可決され、森林所有者に対して、適切な森林管理の責務を明確化するとともに、経営管理が行われない森林について経営管理の確保を図るため、市町村が経営管理を行うために必要な権利を取得した上で、森林環境譲与税を活用し、自ら経営管理を行う等の措置を通じて林業経営の適正化の一体的な促進を図ることとしました。

また、平成30年10月に樹立された「全国森林計画」では、新たな計画期間に見合う量の伐採立木材積や造林面積等の計画量が計上されたほか、森林経営管理制度（新たな森林管理システム）の導入に関する事項が追記されています。



■ 第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



■岐阜県の森林・林業の目指す方向

県は、平成18年5月に下呂市で開催された「第57回全国植樹祭」を契機として、「岐阜県森林づくり基本条例」を制定し、この条例に基づき「岐阜県森林づくり基本計画」を策定しました。

平成27年度には、「第39回全国育樹祭」を開催し、平成29年3月には、第3期岐阜県森林づくり基本計画（平成29年度～令和3年度）を定め、「100年先の森林づくり（森林配置計画）」を新たな政策の柱として取り組むとともに、「生きた森林づくり」と「恵みの森林づくり」の取り組みを強化しています。

また、第14次宮・庄川地域森林計画（令和2年度～令和11年度）では、森林・林業等に関する諸施策の実施状況を考慮し、森林の整備及び保全の目標、森林施業、林道の開設、森林の土地の保全、保安施設等に関する事項が記載されています。

< 100年先の森林づくり（森林配置計画） >

（地域の目指すべき森林資源の姿）

地域の目指すべき森林の姿は、県が策定する宮・庄川地域森林計画及び高山市森林整備計画において、森林の有する多面的機能に応じて区分別（「森林機能区分」という。）に定められています。

一方、岐阜県森林づくり基本条例に基づき、県が策定する第3期岐阜県森林づくり基本計画では、望ましい森林の姿への誘導と人工林の齢級構成の平準化を図るため、100年先に向けて望ましい森林の姿へ森林配置を見直す「森林配置計画」を示すこととなりました。

今後、森林配置計画では、森林の現状、気候や地形といった自然条件や法規制等の諸条件を踏まえた上で、経営、環境、観光、生活といった人の活動に寄り添う視点により、木材生産を目的とした「木材生産区域」、公益的機能を重視した「環境保全区域」、景観を重視した「観光景観区域」、身近な生活環境の保全を目的とした「生活保全区域」の4つの森林区分が設定されます。（以下、「将来目標区分」という）

（森林配置計画の基本的な考え方）

森林配置計画に関する基本的な考え方は、次のとおりとします。

- ① 森林配置計画は、市町村森林整備計画の対象となる民有林を対象とします。
- ② 将来目標区分は、原則林班単位として設定するものとします。
- ③ 林班ごとの将来目標区分は、地域の実情を踏まえて設定します。
- ④ 将来目標区分が定まらない林班は白地とすることができます。
- ⑤ 将来目標区分の設定は、段階的に進めていくこととし、令和3年度末までに県内市町村が地域森林計画対象民有林の概ね全域について設定します。



■ 第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



(2) 高山市の現状・課題

■ 森林資源の概要

市の森林面積は平成29年度現在、200,531haであり、市域全体の92.1%を占め、日本一広い森林面積を有する市です。そのうち、本計画で方向性を設定して施策を展開する民有林面積は、119,689ha、残る80,842haは国有林であり、市域森林の40.3%を占めています。

民有林のうち、スギやヒノキなどの人工林面積は、45,359haで37.8%を占めていますが、県内の他地域に比べ人工林の割合が低い状況となっています。マツ類やコナラ・ミズナラ・ブナなどの広葉樹からなる天然林面積は、68,933haで57.6%を占めています。

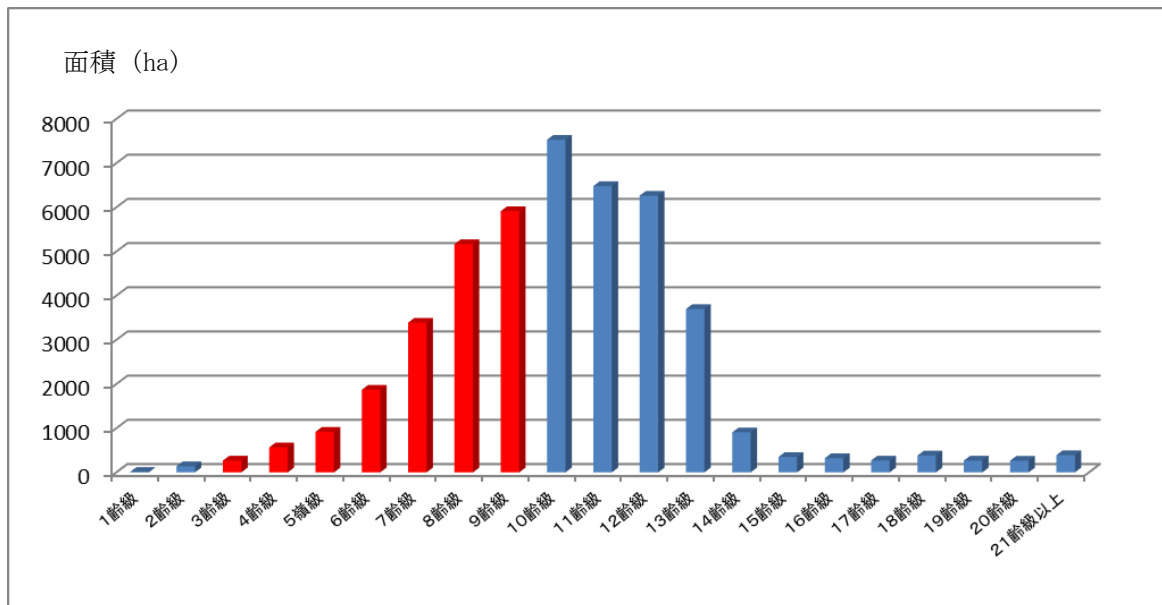
■ 手入れが必要な人工林

民有林の人工林を齢級（5年ごとにまとめた年齢の幅）別に見ると、一般に下刈りや雪起こし、除伐・間伐などの保育が必要とされる9齢級以下の森林面積が全体の40.2%を占めています。

特に、間伐を必要とする3齢級～9齢級の森林面積は18,087haと民有林の人工林のうちの39.8%を占めており、適切な間伐実施が課題となっています。

また、間伐が手遅れとなっている10齢級～12齢級の森林面積は、20,269haと民有林の人工林のうちの45%を占めており、手遅れ間伐への対応も課題となっています。

[図2-1：高山市の民有林人工林の齢級別面積]



(岐阜県森林・林業統計書 平成29年度版)

■ 利活用が必要な広葉樹天然林

広葉樹天然林については、利用率が低く、大半の活用方法がチップや薪などに限定されているため、新たな用途の研究・開拓、利用拡大が課題となっています。



■ 第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



■ 近年の森林・林業の主な取り組み

○ 間伐の促進

- ・ 緑の保全事業等、様々な施策を活用して、流木災害危険箇所や水源地域等で間伐をすすめました。

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0
間伐 (h a)	1, 3 6 0	1, 3 4 3	1, 1 2 6



間伐実施後

○ 都市との森林を軸とした交流

- ・ 千代田区との森林整備協定で設定した「ちよだ・たかやまの森」において、毎年継続的に間伐を実施しています。

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0
間伐 (h a)	1 5 . 0 8	7 . 1 7	1 0 . 7 0



ちよだ・たかやまの森

○ 木材生産の促進

- ・ 作業道の開設や間伐材の搬出の助成等により、木材生産を促進しています。

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0
作業道開設 (m)	2 3, 7 6 1	3 1, 3 5 3	2 5, 5 2 6
市補助を活用した間伐材搬出量 (m ³)	1 8, 1 6 6	1 6, 9 9 3	2 2, 2 6 5
木材生産量 (m ³)	1 3 0, 1 3 3	1 3 0, 6 7 0	1 3 5, 3 3 3



■ 第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



○市有林の活用

・6,677haの市有林のうち、木材生産に適した森林において、森林経営計画を15団地で樹立し、森林整備、木材生産を実施しています。

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0
作業道等開設 (m)	4,891	8,038	8,660
森林整備 (h a)	70.29	97.45	159.95



森林整備作業

○地籍調査の実施

・一筆ごとの土地の所有者、地番、地目、筆界等を確認する地籍調査を実施しています。

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0	累計
地籍調査 (h a)	510	372	401	19,881

○市産材の利用・活用

- ・住宅部材等における市産材の利用促進する「匠の家づくり支援事業」やペレットストーブ購入費助成などによる「木質バイオマスの利用促進事業」を実施しています。
- ・平成28年度からは、中津川市と連携して、「東濃桧と飛騨の杉の家づくり支援事業」を実施しています。

区 分	H 2 8	H 2 9	H 3 0
市産材住宅等建設 (棟)	111	174	162
市産材使用量 (m ³)	1,693	2,046	1,875



第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



○林業の担い手の確保・育成

- ・ 林業就業希望者を対象とした就職イベントへの出展や、林業事業体への森林施業地の安定的提供を通じた雇用確保などにより、森林技術者の確保・育成をすすめています。

区分	H 2 8	H 2 9	H 3 0
森林技術者数（人）	1 6 5	1 7 8	1 7 8



森林の仕事ガイダンス

○森林・林業に係る普及啓発

- ・ 国、県、森林組合等と連携して、森林・林業を普及啓発するイベントを開催しています。

（主なイベント）

- ・ 森林所有者向けのチェーンソー講習会（H 3 0）
- ・ 市民向けのシンポジウム
「100年先を見すえた森づくりシンポジウム」（H 3 1）



チェーンソー講習会

○生活環境保全林の整備

- ・ 市内7箇所の生活環境保全林（877.8ha）を適切に維持管理するとともに、広報たかやま等により施設の有効活用・利用促進に向けたPRを実施しています。
- ・ 観光景観区域（4,305ha）において、景観に配慮した間伐、除伐等を実施する観光景観林整備事業を活用し、せせらぎ街道沿線を整備しています。

区分	H 2 9	H 3 0
観光景観林整備（ha）	65.21	41.59



せせらぎ街道



■ 第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



■森林・林業の課題

市では、山地災害の防止、生活環境の保全など森林の公益的機能を最大限に発揮させるため、「緑の保全事業」により林業事業者や森林所有者へ経費を支援することを通じて、間伐を中心とした森林の整備をすすめてきました。

しかし、間伐の対象となる3齢級～9齢級の森林18,087ha（平成29年度現在）のうち、平成25年度から平成30年度までの6年間の間伐実績は、7,369haと、対象となる森林の40.74%になっており、森林整備の推進が求められています。（表2-1）

間伐材については、山林に放置されたままであり、伐り捨て間伐から搬出間伐への移行が必要です。

未利用材についても、近年、利用が増えているものの、更なる林地残材の活用が必要です。

また、雪害による倒木処理後の木材も林内に放置されており、流木災害を引き起こす危険性があるため、適切な処理が求められています。

これらの課題を解決するため、森林経営管理法や森林環境譲与税を活用した森林整備や森林資源の有効活用が必要となっています。

[表2-1：間伐実績]

面積：ha・実施率：%

年度	H25	H26	H27	H28	H29	H30	計	間伐実施率
間伐 実績	1,112	1,200	1,228	1,360	1,343	1,126	7,369	40.74

森林整備が進まない主な要因は、長期に渡る材価の低迷や約7割のシェアを占める外材の普及などによる長期化する生産活動の停滞にあるとされています。さらに、近年は森林所有者の「高齢化」や「不在地化」、「世代交代」などによって森林管理意識が低下し「山離れ」が進行しています。

このため、平成24年度からはじまった森林経営計画により、森林所有者に代わり森林組合などが中心となって施業を代行しているものの、森林所有者との合意形成や森林整備を進める上で必要不可欠な境界・所有者の把握が困難な森林が増加しており、地籍調査や境界明確化事業を活用した境界・所有者の確認が大きな課題となっています。

また、戦後植栽された人工林が成長した一方、近年植林がされておらず、放置されています。森林の若返りを図るための主伐後の跡地への植林（主伐再造林）や利用率が低い広葉樹を活用するための用途の研究・開拓が新たな課題となっています。

今後は、人口減少などによる住宅建設戸数の減少が懸念されており、より一層、市産材を利用した住宅建築を促進するなど、市産材の利用促進が課題となっています。

なお、森林整備の担い手となる森林技術者は、平成15年度には233人いましたが、平成30年度には178人と15年間で55人（23%）減少しています。建設業等の異業種分野からの林業への参入により、一時的に森林技術者数が増加したものの、近年は、減少の傾向であり、新規就業者の確保や労働条件の改善、伐採・造林などの施業技術の向上が喫緊の課題となっています。



■ 第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



■市民ニーズ

本計画の見直しにあたり、平成31年2月から3月に市内13会場において、林業関係者と100年先を見すえた森林づくりの方向性について意見交換会を実施し、あわせてアンケート調査を実施しました。(回答総数 237枚)

アンケート調査の結果、森林・林業の現状に対する考え方は次のとおりです。

「森林・林業に関して期待すること」としては、森林整備の財源確保、森林の整備が上位に入り、さらに、近年多発している集中豪雨や地震の発生等の影響もあり、災害防止施設の整備が上位に入っています。

一方で、「市の森林整備をどのような手法ですすめるか」については、依然厳しい林業の採算性を考慮して、公的資金で県・市町村が整備、森林組合等林業事業体へ経営・管理を委託が上位を占めています。

「森林環境譲与税の活用」については、6割近くの方が森林所有者の特定や森林境界明確化の推進を希望しています。

(詳細：参考資料(1) 高山市の森林・林業統計⑩ アンケート結果)



■ 第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



(3)高山市の森林づくりの基本的方向性

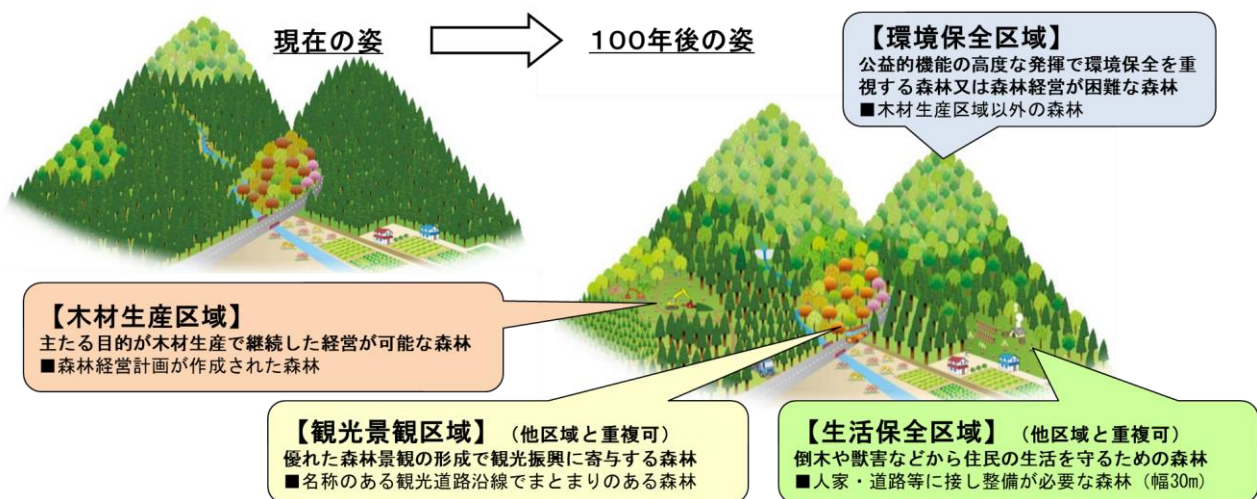
森林整備の課題を踏まえ、本計画では、県が策定する宮・庄川地域森林計画に即して、大まかなエリアごとの森林づくりの目標に基づく「将来目標区分」と、森林において重視すべき機能に基づく「森林機能区分」について、区分間の調整を図りつつ、それぞれの区分を設定します。

「将来目標区分」・・・岐阜県森林づくり基本計画に基づき、市が設定する区分

「森林機能区分」・・・全国森林計画及び地域森林計画に基づく公益的機能別施業森林等の区分

森林に期待される働きに合わせ、将来あるべき姿を設定して、区分に合わせた森林整備をすすめます。（図2-2）

[図2-2：100年先を見すえた森林づくりの4区分]



将来目標区分については、県が策定する宮・庄川地域森林計画で示された基準に即し、木材生産を目的とした「木材生産区域」、公益的機能を重視した「環境保全区域」、景観を重視した「観光景観区域」、身近な生活環境の保全を目的とした「生活保全区域」の4つの森林区分を設定します。（表2-2）



■ 第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



[表2-2：将来目標区分の区域（総括表）]

区 分	面 積 (ha)	指定林小班	備考
木材生産区域	26,020	【別表1】による	—
環境保全区域	93,427		—
観光景観区域	4,305		他区域と重複
生活保全区域	1,152		

※指定林小班的面積は、令和2年4月1日時点の森林簿データ（県）に基づいて算出

[表2-3：将来目標区分に基づく区域の抽出条件]

区 分	区 域 の 抽 出 条 件
木材生産区域	以下の4つのいずれかの条件に該当する森林 1. 森林経営計画作成済みの森林 2. 森林経営計画作成見込みの森林 3. 公社分収造林地が林班面積の50%以上を占めている森林 4. 次の条件の全てに該当する森林 ① 人工林率70%以上 ② 林道からの距離150m以下の面積率30%以上 ③ 平均傾斜30°以下 ④ 保全要素（※）面積が50%以下 ⑤ 境界が明瞭
環境保全区域	木材生産区域以外の森林
観光景観区域 (他の区域と重複可能)	観光道路沿線で、まとまりのある森林
生活保全区域 (他の区域と重複可能)	人家・道路等に接し、倒木や獣害等から生活環境を守る森林

※保全要素

- ① 保安林（土砂崩壊防備、なだれ防止、落石防止、魚つき）
- ② 急傾斜地崩壊危険区域
- ③ 県自然環境保全地域
- ④ 山地災害危険地域（危険度A）
- ⑤ 県水源地域
- ⑥ 自然公園（特別保護地区、第1・2種特別地域）



■ 第2 高山市における森林・林業の現状・課題と施策の方向性



① 100年先を見すえた森林づくり

木材生産区域、環境保全区域、観光景観区域、生活保全区域の4つに分けた市内の民有林約120,000haについて、それぞれの区域ごとに100年後の望ましい姿に向けた森林づくりに取り組みます。

なお、区域ごとの森林整備方針は、表2-4のとおりです。

[表2-4：区域ごとの森林整備方針]

区 分	整備方針
木材生産区域	<ul style="list-style-type: none"> ・「地籍調査事業」により森林の境界を明確にし、県の方針に即して作業道などの基盤整備を実施し、生産性の高い林業経営を目指します。 ・針葉樹の人工林では、継続的・安定的に木材を生産するため、植栽や下刈、間伐等の資源循環型の森林整備を実施し、主伐後は、植栽を確実にを行い、年齢構成の平準化を図ります。 ・森林経営計画作成区域内の広葉樹林について、除間伐などの森林整備を行い、小面積皆伐や将来木施業などにより木材生産をすすめます。
環境保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・森林環境譲与税を活用した「森林境界調査事業」により森林の境界を明確にし、針広混交林化に誘導するための伐り捨て間伐などの森林循環を実施し、健全な森づくりをすすめます。 ・広葉樹の導入にあたっては天然力を活用します。
観光景観区域	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に合わせて好ましい森林景観の将来目標を設定し、除伐・間伐等の森林整備を行います。
生活保全区域	<ul style="list-style-type: none"> ・電線や民家に掛かるおそれのある危険木の除去や、野生動物の被害を軽減するための緩衝帯整備など、住民の生活環境保全を目的とした整備を行います。

② 市産材利用に向けた木材産業づくり

市産材のブランド化・高付加価値化の推進や建築・木工業者と連携した市産材の利用促進などによる「市産材の利用拡大」、未利用資源・林地残材等の有効活用やパルプ・チップ用材の家具材等への転用促進などによる「森林資源の有効活用」、木の良さの普及啓発の推進などによる「木材利用の普及啓発」に取り組みます。

③ 森林・林業を支える人づくり

新規就業者確保に向けた施策の推進や労働・雇用環境向上に向けた支援などによる「林業の担い手の確保・育成」、林業事業者等に対する支援や安定的な事業地の確保などによる「多様な林業事業者への支援」、都市自治体との森林を軸とした交流の推進や多世代に向けた木育の推進などによる「森林・林業に係る普及啓発」に取り組みます。